# 品確法の改正を踏まえた取り組み

国土交通省 大臣官房 技術調査課　課長補佐　竹下（たけした）　正一（しょういち）

## 1．はじめに

平成17年に議員立法で国会に提出されて成立した「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下，「品確法」という）は，公共工事の品質確保の促進を図ることをその目的とする法律である。昨年の通常国会において，現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保の促進を図ることを，新たに法律の目的に追加する「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が衆議院，参議院ともに全会一致で可決，成立し，同年６月４日に公布，施行された。

改正された品確法（以下，「改正品確法」という）では，適正な利潤の確保のための予定価格の設定，低入札価格調査基準等の適切な設定，計画的な発注や適切な工期設定，適切な設計変更などが，発注者の責務として明確化（第７条）（図―１）されるとともに，発注者を支援するため，「発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針」（以下，「運用指針」という）を国が定めることが追加された（第22条）。

運用指針の策定にあたっては，国土交通省が中心となって作業を進め，地方公共団体や建設業団体等からの意見聴取や関係省庁との調整を行い，本年１月30日，「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」が開催され，関係省庁の申合せとして運用指針が取りまとめられた。

さらに，改正品確法の理念の実現に向けて，発注者による適切な入札契約方式の選択が可能となるよう，本年５月に「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」（以下，「入札契約方式適用ガイドライン」という）を策定するとともに，改正品確法で新たに規定された入札契約方式「技術提案・交渉方式」の手続き等を定めた「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」（以下，「技術提案・交渉方式ガイドライン」という）を本年６月に取りまとめている。

本稿では，品確法の改正を受けて策定した運用指針や関係する取り組み，学識経験者で構成される会議における近年の議論等について紹介する。

## 2．運用指針

### (1)　策定の経緯

運用指針については，品確法第22条において，「国は，基本理念に沿って，発注者を支援するため，地方公共団体，学識経験者，民間事業者その他の関係者の意見を聴いて，公共工事の性格，地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択そ

**公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律**

➢H26.4.4
参議院本会議可決（全会一致）
➢H26.5.29
衆議院本会議可決（全会一致）
➢H26.6.4
公布・施行

＜背景＞ ○ダンピング受注、行き過ぎた価格競争　○現場の担い手不足、若年入職者減少
○発注者のマンパワー不足　○地域の維持管理体制への懸念　○受発注者の負担増大

**＜目的＞インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保**

**☆ 改正のポイントⅠ：目的と基本理念の追加**

○目的に、以下を追加
・現在及び将来の公共工事の品質確保　・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
○基本理念として、以下を追加
・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保　・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮　・ダンピング受注の防止
・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保　等

**☆ 改正のポイントⅡ：発注者責務の明確化**

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

○担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定
○不調、不落の場合等における見積り徴収
○低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
○計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更　○発注者間の連携の推進　等

効果
・最新単価や実態を反映した予定価格
・歩切りの根絶
・ダンピング受注の防止　等

**☆ 改正のポイントⅢ：多様な入札契約制度の導入・活用**

○技術提案交渉方式　→民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
○段階的選抜方式（新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う）　→受発注者の事務負担軽減
○地域社会資本の維持管理に資する方式（複数年契約、一括発注、共同受注）→地元に明るい中小業者等による安定受注
○若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、
○国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力
○国等が講じる基本的な施策を明示（基本方針を改正）
○国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

図―1　公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

の他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする」と規定されている。

また，品確法に基づき政府が策定する「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成26年９月30日閣議決定）」（以下，「基本方針」という）においても，「国は，関係者から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し，発注関係事務に関する国，地方公共団体等に共通の運用の指針を定める」と規定されている。

以上の法令上の規定を踏まえ，国土交通省としては，運用指針が各発注者の共通の指針として運用される性格のものであることから，実際の運用において実効性を確保することが重要であると考え，その策定にあたっては，骨子イメージの段階から公共工事の発注者である全ての地方公共団体を対象に，説明会等を開催して意見を聴くとともに，地方整備局を通じて文書による意見聴取を繰り返し行うなど可能な限り丁寧な手続きとなるよう取り組んできた。地方公共団体とともに建設業団体等に対しても説明会や意見交換会などさまざまな機会を通して意見を聴くとともに，地方整備局等を通じて文書による意見提出を依頼し，地方公共団体及び建設業団体等からそれぞれ延べ約1,800件，約2,400件の意見が提出された。

また，「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」（座長：小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科教授）において学識経験者から意見を伺った（表―1，写真―1）。

関係者からの意見聴取と並行して，関係省庁間の調整を進め，平成26年９月29日に開催された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」において，運用指針の策定に向けた取り組みや検討の状況を報告し，平成27年１月30日に開催された同会議において，運用指針の申し合わせを行う運びとなった（図―2）。

### (2) 運用指針の構成及び記載方法の工夫

運用指針は，発注関係事務全般を視野に入れた

表―1　懇談会委員名簿

**●発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会**

**○委員名簿（平成27年３月24日時点）**

**〈有識者委員〉**

| | | |
|---|---|---|
| 座長 | 小澤　一雅 | 東京大学大学院工学系研究科 教授 |
| 委員 | 大橋　　弘 | 東京大学大学院経済学研究科 教授 |
| 委員 | 大森　文彦 | 東洋大学法学部企業法学科 教授 |
| 委員 | 北橋　建治 | （一財）先端建設技術センター 理事長 |
| 委員 | 木戸　健介 | ジャーナリスト |
| 委員 | 木下　誠也 | 日本大学生産工学部　教授 |
| 委員 | 楠　　茂樹 | 上智大学大学院法学研究科 教授 |
| 委員 | 後藤　敏行 | （一社）関東地域づくり協会 専務理事 |
| 委員 | 小林　潔司 | 京都大学経営管理大学院　教授 |
| 委員 | 高野　伸栄 | 北海道大学大学院工学研究院 准教授 |
| 委員 | 矢吹　信喜 | 大阪大学大学院工学研究科 教授 |

**〈業界団体委員〉**

| | | |
|---|---|---|
| 委員 | 金井　　誠 | （一社）日本建設業連合会 土木本部　公共積算委員長 |
| 委員 | 桑原　茂雄 | （一社）全国建設業協会 総合企画専門委員会　副委員長 |
| 委員 | 野崎　秀則 | （一社）建設コンサルタンツ協会 常任理事 |

写真―1　懇談会の様子

ものであるため，その記載内容は多岐にわたるが，各発注者が取り組む事項について，よりポイントが明確になるよう構成や記載方法の工夫を行った。

具体的には「発注者関係事務の適切な実施」では，発注関係事務を時系列で５つの段階（調査及び設計，工事発注準備，入札契約，工事施工，完成後）に分類し，それぞれの段階で発注者が取り組む事項を整理するとともに，「工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用」では，多様にある入札契約方式をその性格等に応じて４種類（契約方式，競争参加者の設定方法，落札者の選定方法，支払い方式）に分類し，各方式の概要，

**品確法運用指針に基づく発注関係事務の適切な運用に向けて**

**平成26年6月4日　改正品確法　公布・施行**

- 国土交通本省幹部と市町村長が直接意見交換
- 運用指針(骨子イメージ案)について、地方公共団体及び建設業団体等に説明・意見交換・意見照会
  - 地方公共団体：　247団体から1,042件の意見提出
  - 建設業団体等：　138団体から1,340件の意見提出

**平成26年9月30日　品確法基本方針　改正の閣議決定**

- 運用指針（骨子案）について、地方公共団体及び建設業団体等に意見照会
  - 地方公共団体：　176団体から　753件の意見提出
  - 建設業団体等：　88団体から1,042件の意見提出

**平成27年1月30日　品確法運用指針（関係省庁申合せ）**

- 運用指針の内容について周知徹底
  - 説明会の開催
  - 相談窓口の開設

**平成27年4月1日　品確法運用指針に基づく発注関係事務の運用開始**

図―2　運用指針策定の経緯

選択の考え方及び留意点，活用の例を体系的に整理した。発注者が取り組む事項の表現ぶりについては，それが「必ず実施する」のか「実施に努める」のかを可能な限り明確にするとともに，品確法第７条の発注者責務に規定されている事項に関連する箇所に下線を引くなどによりポイントが明確になるよう記載した。

また，「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」の事務局の立場である国土交通省として，運用指針の解説資料を作成した。

解説資料は，運用指針について各発注者の理解，活用の促進を図るとともに，運用指針に位置付けられた取り組み事項について実務面での参考とするために作成したものである。解説資料では，運用指針に記載された内容について，特にポイントとなる事項について，具体的な取り組み事例の紹介や，参考となる要領，ガイドライン等を引用するなどにより解説するとともに，実務担当者が確認・引用できるよう参考となる法令や要領，ガイドライン等の出典を掲載した。また，解説資料については，巻末資料において，参考となる法令や要領，ガイドライン等の参考資料の該当部分の抜粋を掲載するとともに，国土交通省の「発注関係事務の運用に関する指針」に関するホームページ（http://www.mlit.go.jp/tec/index.html：国土交通省トップページ「政策情報・分野別 一覧」の「技術調査」のページに掲載）において，巻末資料にある参考資料の原文データを掲載しているので，実務担当者にはぜひご活用いただきたい（図―３，４）。

### (3) 運用指針の内容

運用指針の内容は多岐にわたるものであるが，ここでは，各発注者が取り組む事項について，「必ず実施すべき事項」と「実施に努める事項」のポイントとなる事項を紹介する（図―５）。

まず，各発注者が「必ず実施すべき事項」として整理されている主なものは以下の通りである。

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定にあたっては，担い手の育成・確保のための適正な利潤を確保することができる

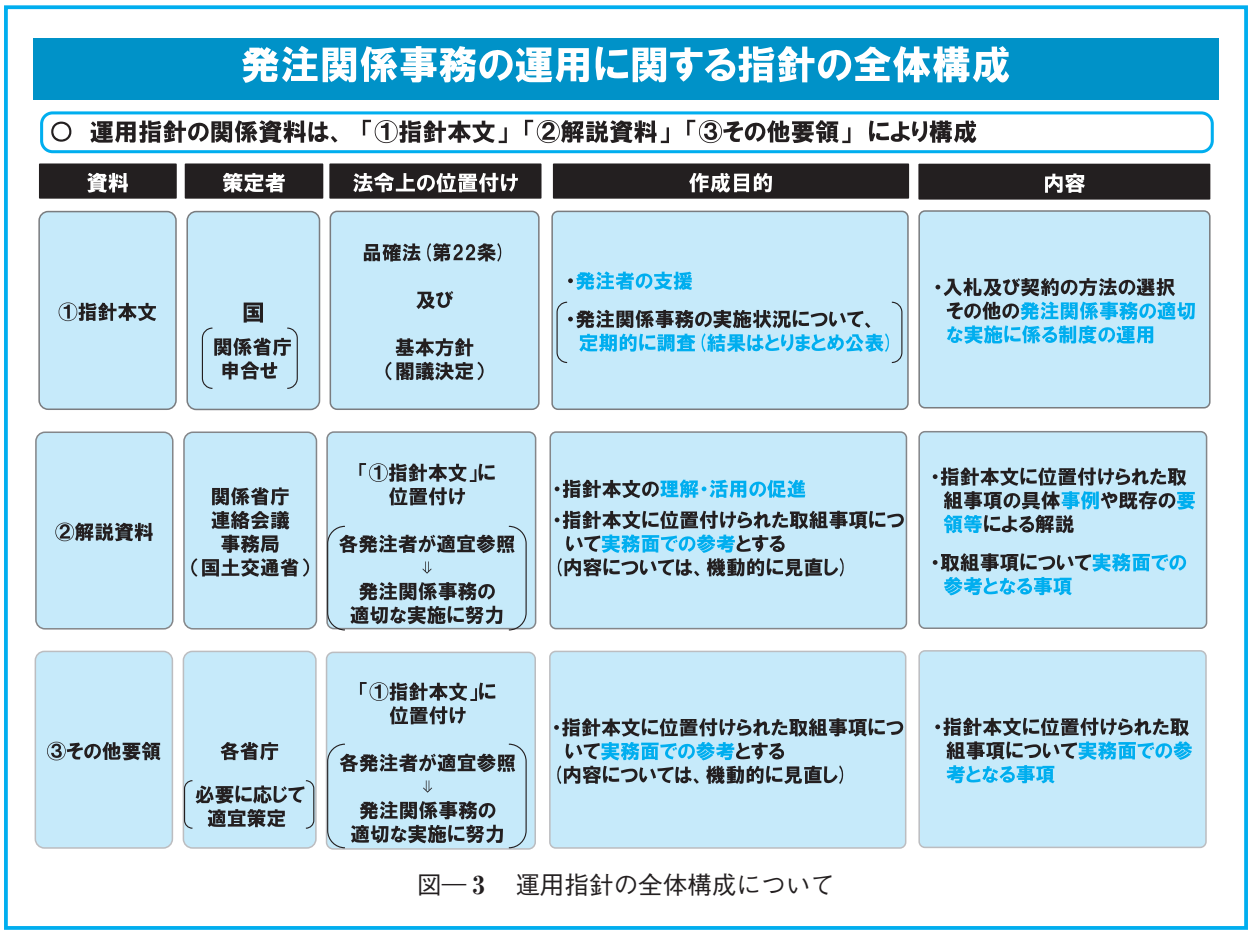


図―３　運用指針の全体構成について

## 「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の構成

### Ⅰ．本指針の位置付けについて

○公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）に規定する、現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保等の基本理念にのっとり、「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための発注者共通の指針。

○発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたもの(※)。

○また、国は、本指針に基づき各発注者における発注関係事務の適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表する。

（※）例えば、ダンピング受注の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等の重要課題に対する各発注者の適切な事務運用を図ることを目的

### Ⅱ．発注関係事務の適切な実施について

#### １．発注関係事務の適切な実施

各発注者は、発注関係事務（新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む）の各段階で、以下の事項に取り組む。

**（１）調査及び設計段階**
- 事業全体の工程計画の検討等
- 調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択
- 技術者能力の資格等による評価・活用等

**（２）工事発注準備段階**
- 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択
- 予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成
- 現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成
- 適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定
- 発注や施工時期等の平準化

**（３）入札契約段階**
- 適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等
- 工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定
- 競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等
- 入札不調・不落時の見積りの活用等
- 公正性・透明性の確保、不正行為の排除

**（４）工事施工段階**
- 施工条件の変化等に応じた適切な設計変更
- 工事中の施工状況の確認等
- 施工現場における労働環境の改善
- 受注者との情報共有や協議の迅速化等

**（５）完成後**
- 適切な技術検査・工事成績評定等
- 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

**（６）その他**

#### ２．発注体制の強化等

発注関係事務を適切に実施するための環境整備として、以下の事項に取り組む。

**（１）発注体制の整備等**
- 発注者自らの体制の整備
- 外部からの支援体制の活用

**（２）発注者間の連携強化**
- 工事成績データの共有化・相互活用等
- 発注者間の連携体制の構築

### Ⅲ．工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用するよう努める。

#### １．多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

**（１）契約方式の選択**（概要）
- 工事の施工のみを発注する方式
- 設計・施工一括発注方式
- 詳細設計付工事発注方式
- 設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）
- 維持管理付工事発注方式
- 包括発注方式
- 複数年契約方式
- CM方式
- 事業促進PPP方式

など

**（２）競争参加者の設定方法の選択**
- 一般競争入札
- 指名競争入札
- 随意契約

**（３）落札者の選定方法の選択**
- 価格競争方式
- 総合評価落札方式
- 技術提案・交渉方式
- 段階的選抜方式

など

**（４）支払い方式の選択**
- 総価請負契約方式
- 総価契約単価合意方式
- コストプラスフィー契約・オープンブック方式
- 単価・数量精算契約方式

など

#### ２．公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

- （１）地域における社会資本を支える企業を確保する方式
- （２）若手や女性などの技術者の登用を促す方式
- （３）維持管理の技術的課題に対応した方式
- （４）発注者を支援する方式

など

### Ⅳ．その他配慮すべき事項

本指針の理解、活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成する。
本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成した場合はこれも参照する。

図―４　運用指針の構成について

**「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント**

**運用指針とは**：品確法第22条に基づき、**地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成**
- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ
- **国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い**、その**結果をとりまとめ、公表**

**必ず実施すべき事項**

**予定価格の適正な設定**

**予定価格の設定**に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

**歩切りの根絶**

**歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律**第７条第１項第１号の規定**に違反**すること等から、**これを行わない**。

**低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等**

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

**適切な設計変更**

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額**や**工期の適切な変更**を行う。

**発注者間の連携体制の構築**

**地域発注者協議会**等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

**実施に努める事項**

**工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用**

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

**発注や施工時期の平準化**

**債務負担行為の積極的な活用**や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

**見積りの活用**

**入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合**等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

**受注者との情報共有、協議の迅速化**

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

**完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価**

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

図―5　運用指針のポイント

よう，市場における労務及び資材等の取引価格，施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算にあたっては，適正な工期を前提とし，最新の積算基準を適用する。

②　歩切りの根絶

歩切りは，公共工事の品質確保の促進に関する法律第７条第１項第１号の規定に違反すること等から，これを行わない。

③　低入札価格調査基準または最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため，低入札価格調査制度または最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は原則として事後公表とする。

④　適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合，適切な設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

次に，各発注者が「実施に努める事項」として主なものは以下の通りである。

①　工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は，工事の性格や地域の実情等に応じて，多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し，または組み合わせて適用する。

②　発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底など予算執行上の工夫や余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに，週休２日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定のうえ，発注・施工時期等の平準化を図る。

③　見積りの活用

入札に付しても入札者または落札者がなかった場合等，標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は，見積りを活用することにより予定価格を適切に見直す。

④　受注者との情報共有，協議の迅速化

各発注者は受注者からの協議等について，速やかかつ適切な回答に努める。設計変更の手続きの

迅速化等を目的として，発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し，設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を必要に応じて開催する。

**(4) 運用指針の本格運用に向けた取り組み**

運用指針の策定を踏まえて，国土交通省では，市町村等の発注者に対する支援や連携を図るため，各地方ブロックに組織されている地域発注者協議会のもとに，全ての市町村を構成員に含む都道府県単位の協議会を組織化する働きかけを進め，既に全ての都道府県に設置されている。あわせて，国土交通省大臣官房技術審議官から発出した通達を踏まえ，各地方整備局長等から管内全ての都道府県知事及び市町村長に対して，①運用指針及び解説資料の周知，②発注者協議会への協力，③発注者間の一層の連携による発注者共通の課題や各種施策の推進を図る旨の文書が発出されている。

また，運用指針の内容に関する問合せや発注関係事務の運用に関する相談に応じるため，「品確法運用指針に関する相談窓口」を地域発注者協議会の事務局である地方整備局企画部等に加えて，国土交通省の出先事務所にも設置している（相談窓口の連絡先：http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishinsoudan.html）。

この相談窓口に寄せられた問合せや相談に対しては，運用指針の内容についての解説を行うとともに，発注関係事務の運用に関する取り組み事例や参考情報を提供するなど，丁寧な対応を行っており，設置後５か月で146件の相談が寄せられている。また，窓口に寄せられた内容についての地域発注者協議会等を通じて発注者間で共有するとともに，寄せられた内容を踏まえ，発注者間での連携による各種施策の推進，市町村等の発注者に対する必要な支援も実施していく所存である。

## 3．公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン

改正品確法では，新たに第14条において，「発注者は，入札及び契約の方法の決定に当たって，その発注に係る公共工事の性格，地域の実情等に応じ，この説に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し，又はこれらの組合せによることができる」ことが明記された。

本年５月，改正品確法の基本理念の実現に資するため，発注者による適切な入札契約方式の選択が可能となるよう，多様な入札契約方式を体系的に整理し，その導入・活用を図ることを目的として，入札契約方式適用ガイドラインを作成した。

入札契約方式適用ガイドラインは，本編と事例編の構成としている。本編では，懇談会における議論等を踏まえた入札契約方式の選定の基本的な考え方，各方式の概要及びその選択の考え方について詳説し，事例編では，入札契約方式ごとの事例と適用の背景，適用に得られた効果を整理するとともに，多様な入札契約方式の活用事例を紹介している。

入札契約方式適用ガイドラインは，地域発注者協議会等を通じて地方公共団体等の発注機関に対して周知するほか，国土交通省のホームページ（http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatsukeiyakugaido.html）にも掲載しているので，実務担当者はぜひ参考にしていただきたい。

## 4．改正品確法の趣旨を踏まえた取り組み

改正品確法では，目的として，公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進が追加されるとともに，基本理念においても，地域において災害時の対応など社会資本の維持管理が適切に行われるよう地域の実情を踏まえ地域の公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保に配慮されること等により確保されなければならないことが追加された。また，調査・設計業務については，改正品確法第24条において，必要な知識や技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され，それらの者が十分に活用されるようにする旨が明記された。

これらの改正品確法の趣旨も踏まえ，直轄工事では，豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用を促し，経験を積む機会を広げる取り組みや技術者の能力の維持・向上を図る取り組みを行っている。

**(1) 若手技術者に関する取り組み**

直轄工事に配置された技術者の年齢は，主任（監理）技術者，担当技術者ともに，経年で高まっている状況である（図―6）。そこで，実績の少ない若手技術者を配置しやすくするよう，工事実績について従事役職に問わず同等に評価する取り組みや，若手技術者とあわせて経験豊富な専任補助者を配置し，そのものの実績を評価する取り組み等を行っている。今後も，取り組みの効果や影響などをフォローアップしながら，若手技術者の登用が進む取り組みを進める予定である。

**(2) 女性技術者に関する取り組み**

女性技術者を工事現場の主任・監理技術者や担当技術者として配置することで意欲と充実感を高め，その能力を生かす取り組みとして，予定技術者として女性技術者を配置することを入札参加資格要件に設定した女性の登用を促すモデル工事の試行を実施している。モデル工事においては，予定技術者が産休育休を取得していた場合，技術者の過去の工事実績の評価期間からその期間を控除して評価を実施するとともに，女性が現場で働くために必要となるトイレ・更衣室などの施設・設備等の整備について，協議により実績変更し，費用として計上することとしている。これらのモデル工事について，工事完成後フォローアップを実施し，今後の取り組みに反映していく予定である。

**(3) 民間資格の活用**

社会資本整備に必要な知識・技術の体系化，明確化を速やかに図り，その技術を有する技術者を活用することにより社会資本が適切に維持管理されるよう，資格制度の構築，運用等を図ることが求められている。平成26年度には，業務内容に応じた必要な知識・技術を明確化し，それを満たす技術者資格の登録について定めた「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」が制定された。点検・診断等に関する延べ50の民間資格が，本年１月に第１回登録された。また，計画・調査・設計分野の技術者資格の登録制度の構築を図るとともに点検・診断等業務の更なる充実を目的とした登録規程の一部改正を行うため，本年８月よりパブリックコメントを行っている。これらの取り組みを通じ，民間資格が今後の発注業務等で積極的に活用され，公共工事に関する調査及び設計等の品質確保が図られることを期待している。

## 5．改正品確法の理念の実現に向けて

改正品確法の理念が現場で実現されるためには，その基本理念がしっかりと現場に根付くことが重要であり，国はもとより，都道府県や市町村を含む全ての公共工事の発注者が運用指針に則って発注関係事務を行い，適切に発注者としての責任を果たしていくことが必要である。

国土交通省では，有識者を構成員とした懇談会等を通じて，建設生産・管理システムのあり方や入札契約方式の改善等の検討を進めてきたとこ

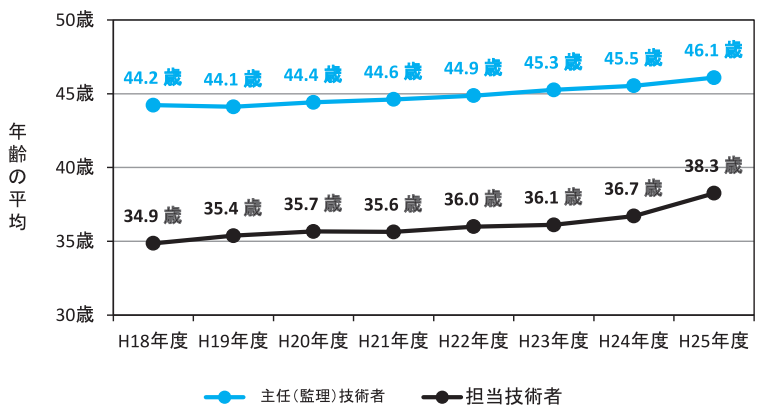


※工事実績データ（コリンズ）に基づき、直轄工事に配置された技術者の年齢を整理

図―6　技術者の年齢の推移

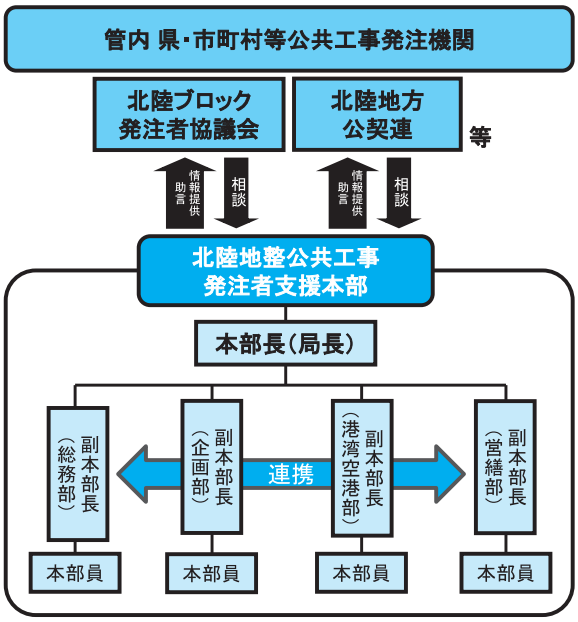

北陸地方整備局 発注者支援本部会議 H27.9.2

○ 支援本部の役割

・既存の様々な窓口で把握した発注者が抱えている課題等について、支援本部で一元的に集約・整理

・発注者協議会、公契連※等を通じた情報提供や助言の実施

※公共工事契約制度運用連絡協議会

図―7　公共工事発注者支援本部の運用例（北陸地方整備局）

ろであり，今後も適切な発注関係事務の実施に努めていく所存である。また，改正品確法第23条において，「国は，地方公共団体が行う担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し，必要な助言その他の援助を行うよう努める」こととされている趣旨を踏まえ，地方公共団体に対して積極的な連携や支援が求められている。

また，品確法基本方針では，「国は，発注関係事務に関する国，地方公共団体等に共通の運用の指針を定めるとともに，当該指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的な調査を行い，その結果をとりまとめ公表する」こととされ，運用指針においても，「地域発注者協議会等を通じて，各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握する」こととされている。今後は各発注者における運用指針に基づく発注関係事務の運用状況をフォローアップし，着実に改善を図っていくことが必要である。このため，支援を必要とする市町村等の発注者は国や都道府県の支援を求めていただくこと，国・都道府県はそのための支援施策を講じていくことが必要であり，発注者相互の連携をさらに強化して取り組むことが重要である。

国土交通省では，全市町村に参加を募った説明会を各都道府県で開催するなどの周知徹底を図り，各発注者において発注関係事務の運用について必要な見直しを行い，運用指針に基づく具体的な取り組みを進めていただく旨の説明を行ってきたところであり，本年９月には，全ての地方整備局・北海道開発局において，局長を本部長とした公共工事発注者支援本部を設置（図―７）し，各発注者の発注関係事務に係る①相談の受付，②必要な情報提供及び助言，③必要な支援を行う体制を構築するなど，発注者への連携・支援を行う体制を充実させている。また，全ての市町村など管内の公共工事の発注者で構成されている各地の地域発注者協議会においては，発注関係事務に関する実態の把握等に着手し始めている。

今後も，発注者共通の課題への対応や各種施策の推進のため必要な連携や調整を行うなど，国と地方が一体となって，将来にわたる公共工事の品質確保の促進に取り組んでいく所存である。